

# 山都町被災宅地復旧支援事業 事業終了のお知らせ

山都町では平成29年7月より町内の宅地被害の復旧について熊本地震復興基金による支援を行ってまいりましたが、**令和2年3月末で事業を終了いたします。**復旧工事を予定している方で、まだ申請がお済みでない方は申請をお願いします。

また、復旧工事を予定している方で、施工業者を探している等の理由で申請が出来ていない場合は、**申請予定地の登録**を行うことで、復旧支援事業を受けることができますので、**令和2年3月までに役場建設課までご相談ください。**

※山都町では**工事実施前に申請を行うことを交付の条件として**います。

## ○申請（登録）対象者

町内にある被災宅地の復旧工事を行う所有者、管理者又は占有者。

※管理者又は占有者は、所有者の全部又は一部から工事の施工について承認を得た者に限る。

## ○申請（登録）対象となる宅地

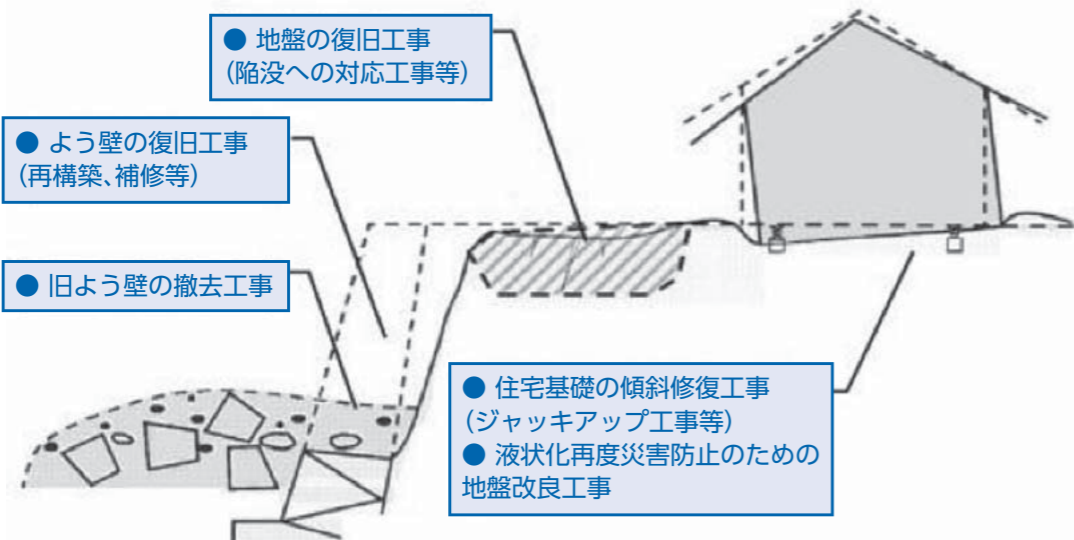
平成28年熊本地震（これに伴う余震を含む）発生時に以下の用途に供されており、被害をうけた宅地。

- ・戸建住宅
- ・アパート及びマンション（賃貸・分譲）
- ・店舗（事務所）併用住宅（住宅の用に供する部分）

※倉庫・店舗・事務所・工場・社宅等の用途に供されていた宅地および地震当時に更地であった宅地は対象外

## ○申請（登録）対象となる工事※

- ・地盤の復旧工事（陥没への対応工事等）
- ・擁壁（ようへき）の撤去及び復旧工事（再構築、補修等）
- ・住宅基礎の傾斜修復工事（ジャッキアップ工事等）
- ・液状化再度災害防止のための地盤改良工事



## ○補助金額（補助上限額：633万3千円）

（対象工事实額（税込）－50万円）×3分の2（※千円未満切捨て）

※**対象工事实額（税込）**・・・対象工事に関する調査・設計・工事にかかった費用（税込）の合計額（※上限1千万円）

※補助金の申請は、**1宅地につき1回**とする

## ○登録受付期限について

令和2年3月末 役場建設課、各支所農林建設水道係にて受付ます。

問合せ・申請先 建設課 ☎72-1145

# あなたを守る 消費生活相談

## 【緊急！】消費者トラブル注意報

### 【相談事例】

☑ちょっとした収入がほしいと思い、ネットで検索したところ、副業サイトを見つけ、情報商材（金儲けの方法）をクレジット決済により60万円で購入した。高額だったが「家にいながら、楽して絶対に、そしてすぐさま儲かる。」とのことだったので、半信半疑だったが支払った。届いた情報商材を試みたが、簡単だと聞いていたのに何の事だか全く分からず、稼ぐことができない。既払金を返してほしい。

☑絶対に儲かるとうたったビジネスに、ネットで会員登録し情報商材を購入したが、全く儲からない。事業者とは連絡が取れなくなった。既払金を返してほしい。

☑説明会で「広告をするだけで簡単に儲かる。」と言われて、高額の契約をした。その後不審に思うことが多々あり、解約したものの既払金が返ってこない。

消費者へのメッセージ

◎いわゆる「情報商材」に関する注意喚起は、多方面から頻繁になされているにもかかわらず、被害が後を絶ちません。

◎「少しでも生活の足しになれば。」という思いは多くの方にあると思います。そんな心理に付け込む、「誰でも」「簡単に」「絶対に」「楽に」儲かるとうたった仕事は…「絶対に」ない!!! 信じてはいけません!!!

◎最初に高額な費用負担を強いられるもの、具体的内容がよく分からないもの、根拠もないのに魅力的なフレーズばかり並べたたものには、「絶対に」手を出してはいけません!!!

◎一旦支払ったお金を取り戻すことは、かなり困難です。



「あれ、おかしいな?」と思ったら、ひとりで悩まず、上益城5町消費生活相談室や県消費生活センターにご相談ください。

自分だけで判断せず、すぐに相談しましょう!!

上益城5町は、広域連携により、各町の垣根を越えた相談室を設置しています。月曜日から金曜日まで、借金問題、商品・サービス、インターネット・クレジットの契約問題など、あらゆるトラブルの解決に向けて、専門の相談員が無料で相談に応じています。（山都町の相談室には、平成30年度は89件のご相談がありました。）5町にお住まいの方は、遠慮なくどの町でも相談ができます。安心・安全な生活を送れるように、専門の相談員が問題解決のお手伝いをします。また、弁護士・司法書士による無料法律相談の日もあります。相談の秘密は固く守られます。

### 【上益城消費生活相談室】

月～金曜日（年末年始・祝日を除く）午前9時～午後4時

月曜日 益城町役場 ☎096-286-3210

火曜日 御船町役場 ☎096-282-1226

水曜日 嘉島町役場 ☎096-237-1112

木曜日 甲佐町役場 ☎096-234-3223

金曜日 山都町役場 ☎72-3133

◎相談は無料で秘密やプライバシーは厳守します。◎ご相談でお越しの際は、契約時の書類やチラシ等の資料をご持参ください。◎必要に応じて法律専門家の無料相談を実施します。

または 消費者ホットライン  
**188**（3桁の電話番号）  
最寄りの相談窓口につながります。

今後も継続して消費者被害を未然に防ぐために啓発活動の推進、専門相談員の配置による相談体制の充実を図っていきます。 山都町長 梅田 穰